

道路交通法改正

平成16年6月9日公布
公布の日から2年以内に施行

放置違法駐車対策強化!!

もう逃げ得は
許さないぞ!



車両の使用者に対する 放置違反金納付命令

車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、車両の運転者が反則金を納付しない場合等その責任を追及することができない場合に、車両の使用者に対して放置違反金の納付が命じられます。



※ 使用者とは、車検証に記載されている使用者のことをいいます。

放置車両の確認と 確認標章取付の事務委託

警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができます。（受託者を「放置車両確認機関」といいます。）

放置車両の確認等は、公安委員会から駐車監視員資格者証の交付を受けている者が行います。

放置車両確認機関の役職員は、秘密保持義務が課せられるとともに、罰則の適用では公務に従事する職員とみなされます。



常習違反者に対する 車両の使用制限

車両（重被牽引車以外の軽車両を除く。）の使用者が一定回数以上繰り返して違反金納付命令を受けると、3月を超えない範囲内で車両の使用が制限されます。



違反金滞納者に対する 車検拒否、滞納処分

違反金を滞納して督促を受けている使用者が、納付命令の原因となる違反をした車両について車検を受けようとするときは、違反金を納付したことを証する書面の提示がない限り車検が拒否されます。

また、違反金納付命令を受けた使用者が違反金を滞納する場合は、地方税の滞納処分の例により徴収されます。



放置車両とは、違法駐車と認められる車両（重被牽引車以外の軽車両を除く。）であって、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるものをいいます。

広島県警察

お問い合わせ：警察本部交通企画課（082-228-0110）、最寄りの警察署交通課
広島県警ホームページアドレス <http://www.police.pref.hiroshima.jp>